

会議室利用申請書

係員	館長	月	日
		11	13
保存3年			
公開			

申請のとおり承認する

提出先：すみだ産業会館 指定管理者

平成 年 月 日

団体名 _____ 催事名 (モニター)

〒 _____

団体所在地 _____ 電話 _____

登録済み代表者 _____ 問合せ先電話 _____

窓口に来られた方 _____

支払い方法【現・振 (/)】 _____ 搬出入【有(車/台車)・無】 _____

振込の場合の

利用承認書の送付先 〒 _____

※個人情報の取り扱いについては裏面をご確認ください

下記のとおり利用したく申請します。

記

※該当欄に○を記入してください

予約番号	利用目的																		予定人員	人	飲食【有・無】									
	月	日	会議室1(45名)				会議室2(40名)				会議室3(24名)				会議室4(65名)				会議室5(35名)											
			延長	午前	午後	夜間	延長	延長	午前	午後	夜間	延長	延長	午前	午後	夜間	延長	延長	午前	午後	夜間	延長	延長	午前	午後	夜間	延長			

すみだ産業会館 個人情報の取扱いについて

- ・ すみだ産業会館、墨田区が所有する施設の利用及び事業に関する全ての書類で記入された個人情報は墨田区に帰属します。
- ・ 取得した個人情報は個人情報保護法及び墨田区個人情報保護条例に則り、適切に管理を行います。
- ・ 指定管理者（アクティオ株式会社）は、墨田区条例及び規則に定める事業を遂行する範囲内でのみ利用者の個人情報を取得し、利用します。主な事業は以下の通りです。
 1. すみだ産業会館 各室利用予約・利用申請など
 2. 施設予約システムによる区内他施設の利用予約・利用申請など
 3. すみだ産業会館、墨田区、墨田区が定める公的団体が実施する事業の参加申込、事業案内の送付（希望者のみ）など
- ・ 取り扱う個人情報は直接本人から取得いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 1. 本人の同意を得たとき
 2. 法令又は条例に定めのあるとき
 3. 本人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき
 4. 出版、報道等により現に公知性のある個人情報を取得するとき
 5. 指定実施機関（墨田区長）があらかじめ墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の意見を聞いて、本人以外のものから取得することを特に必要と認めるとき
- ・ 取得した個人情報は外部に提供、開示いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部または一部を外部に提供、開示する場合があります。
 1. 本人の同意を得たとき
 2. 法令又は条例に定めのあるとき
 3. 本人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき
 4. 墨田区条例及び規則に定める事業を遂行するために、必要最小限の範囲で情報を提供する場合（例：すみだ産業会館、丸井錦糸町店の共用部の利用に関する届出《※搬入出時の使用届など》に必要な情報）
 5. 公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合
- ・ 取得した個人情報については開示請求、訂正要求、利用停止要求を行う事が出来ます。この場合、個人情報保護法及び墨田区個人情報保護条例に則り、適切に対応致します。

すみだ産業会館 指定管理者
アクティオ株式会社

2014. 2. 13 サイズ A4 アクティオ株式会社